

確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

期間

2月16日(金)～3月15日(木) (土日祝日を除く)

※2月18日(日)・25日(日)に限り開場します。

時間

9時～17時(受付8時30分～)
※申告書の作成には時間を要しますので、16時ごろ(相談内容が複雑な場合は15時ごろ)までにお越しくください。

場所 上尾税務署

※開設日前でも受付できませんが、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から医療費控除は領収書の提出が

不要となりました。領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

なお、税務署が内容の確認をする場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※提出が不要となる領収書には医療費控除を受けるための証明書(例おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は含みません。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示でも可能です。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が



となりました。

申告書はご自宅等で作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。

書面で印刷して郵送またはe-Taxで送信(ICカードリーダーライタの事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

郵送先
〒362-8504 上尾市大字西門前577

○確定申告書等作成コーナーの操作等に関する問合せ：e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-011-5901 (月～金曜日、祝日および12月29日～1月3日を除く)

○マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダーライタの設定、パソコン操作などに関する問合せ：マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 (自動音声案内の「1」を選択) (平日9時30分～20時、土日祝日9時30分～17時30分)

税理士会からのお知らせ

甲・関 関東信越税理士会上尾支部 ☎ 776-8777
(10時～12時、13時～15時)
ホームページ <http://www.zei-ageo.com/>

●申告相談 (要事前予約)

税理士および税理士法人が関与していない、年金や給与収入等一定額以内の収入の方を対象に申告相談および申告書の作成を無料で行います。※申告書用紙や添付書類はお預かりできませんので、郵送または税務署に直接提出(マイナンバー、本人確認書類が必要)をお願いします。

日時 2月5日(月)・6日(火)9時～12時、13時～16時
場所 上尾県税事務所

※8日(木)、9日(金)に桶川マインでも実施します。詳しくはホームページをご覧ください。

●税務相談 (要事前予約)

小額な所得の申告相談、申告書の作成を無料で行います。

日時 2月1日(木)～15日(木)9時30分～12時、13時～16時
※土日祝日を除く

場所 町内各税理士事務所

※所得の状況などによっては、低額な料金が発生する場合がありますので、申込みの際にご確認ください。

対象 年金受給者の方、給与所得者で医療費控除を受ける方、年の途中で退職・就職し、年末調整の済んでいない方など

償却資産の申告は



1月31日(水)までです

☎ 税務課固定資産税係 2154

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方。 ※平成30年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。

償却資産の種類

構築物

広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など

機械および装置

コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など

車両および運搬具

ブルドーザーなど
工具、器具および備品

機、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

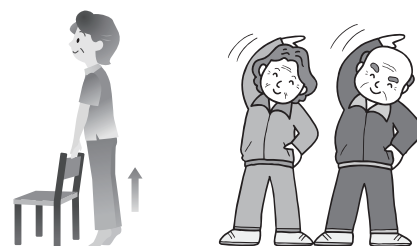
- ① 耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ③ 家庭用に使用される資産
- ④ 自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

電子申告のご案内

インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX (エルタックス)」で償却資産の申告ができます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

い~な! ロコラジ体操 サポーター養成講座



ロコラジ体操では、主に体の下半身に効く「ロコモ体操」と主に体の上半身に効く「みんなのラジオ体操」をそれぞれ行います。地域での体づくりを目指して、この体操を指導・普及していただけるサポーターを募集します。

講座ではリハビリ専門職の講師による「ロコモ体操とは?」「ラジオ体操の効果」などの内容のほか、心肺蘇生法やAEDの使い方などについて学んでいきます。

日時 2月19日～3月26日の毎週月曜日9時30分～12時 (このほかに3月に1回実習を予定) (全7回)

場所 伊奈町ふれあい福祉センター

対象 町内在住で養成講座修了後サポーターとして地域でこの体操を指導・普及活動できる方

定員 20名 費用 無料

☎ 1月15日(月)～2月9日(金)に福祉課窓口または電話で受付

☎ 福祉課介護認定給付係 2123・2124